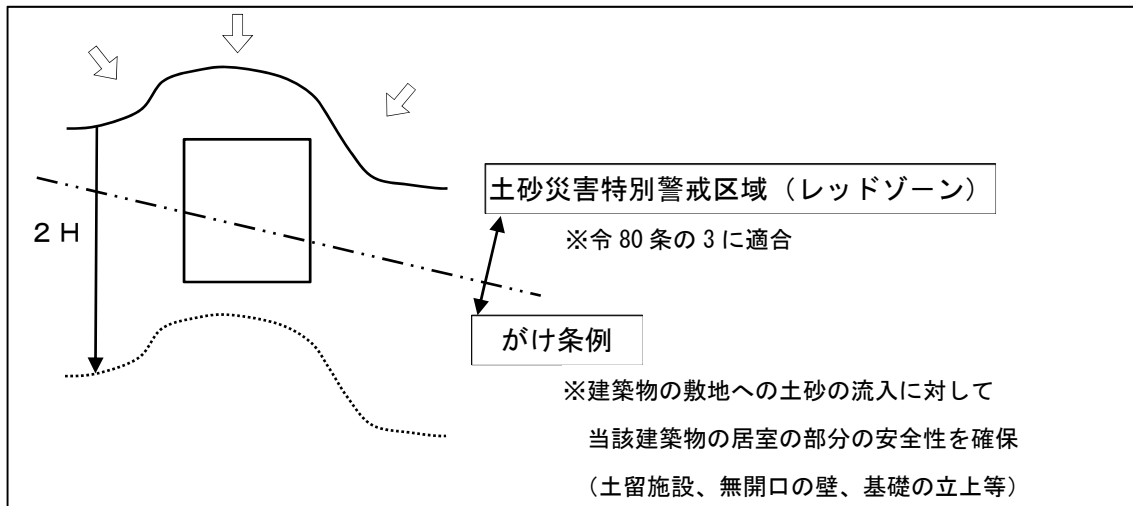


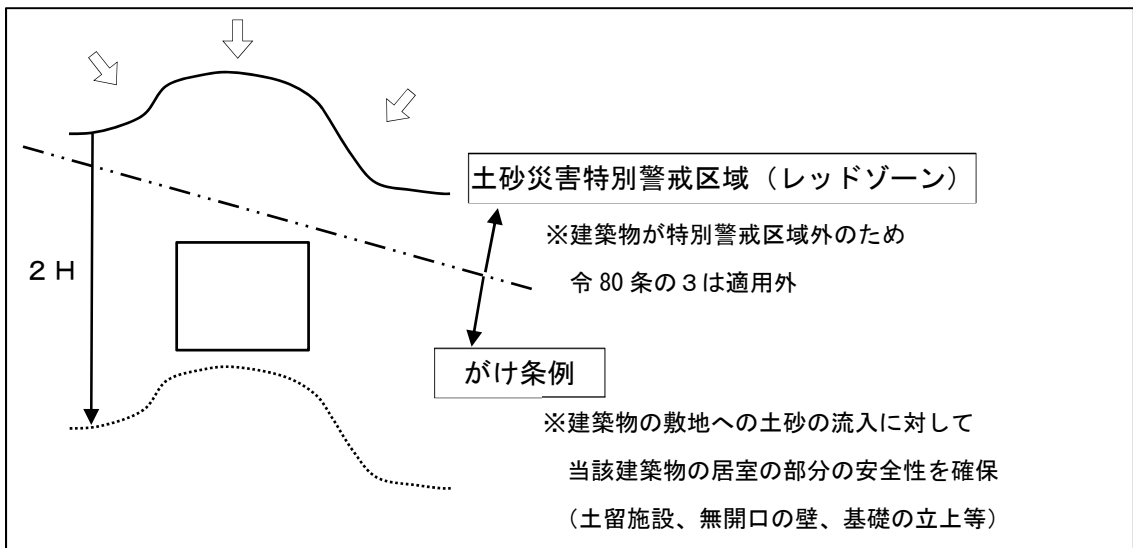
## 建築物が土砂災害特別警戒区域の内外にわたる場合の規制の範囲について

改正履歴 令和5年3月作成

建築物が特別警戒区域の内外にわたる場合は、令80条の3の適用を受けます。  
また、土砂災害特別警戒区域外かつ、がけの高さの2倍内に建築物を建築する場合は  
がけ条例の適用も受けます。



建築物が特別警戒区域外の場合は令第80条の3の適用は受けません。  
ただし、がけの高さの2倍内に建築物を建築する場合はがけ条例の適用を受けます。



※土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) 内で、がけの高さの2倍内に建築物を建築する場合  
がけ条例が適用されます。

※敷地に一部でも土砂災害特別警戒区域がかかる場合、特定開発行為の許可が必要な場合  
があります。

特定開発行為の許可については、福岡県県土整備部砂防課にお問い合わせ下さい。